

第 1 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会会議録

平成19年7月26日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第1回 高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	3
議事日程	4
出席議員	6
説明のために出席した者	6
議会事務局職員出席者	6
広域連合事務局職員出席者	6
臨時議長の紹介	7
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議事日程の報告	9
副議長の選挙	9
議第1号議案及び議第2号議案の一括上程、全員審議、採決	10
議席の指定	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
第1号議案及び第2号議案の一括上程、全員審議、採決	11
副広域連合長及び会計管理者の紹介	12
第3号議案から第34号議案までの一括上程	12
広域連合長の提案理由説明	13
事務局長の議案概要説明	14
第3号議案の質疑、討論、採決	19
第4号議案から第11号議案までの一括質疑、討論、採決	20
第12号議案から第34号議案までの一括質疑、討論、採決	22
高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	22
広域連合長の閉会あいさつ	24
閉会の宣告	25
資 料	
議案の送付について	27
議決一覧	29

招集告示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成19年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成19年7月19日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成19年7月26日
午後1時30分
- 2 場 所 高知市本町五丁目6番42号
公立学校共済組合高知宿泊所
高知会館 2階 白鳳の間
- 3 付議事件
 - (1) 高知県後期高齢者医療広域連合議会議長を選挙することについて
 - (2) 高知県後期高齢者医療広域連合議会副議長を選挙することについて
 - (3) 高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則議案
 - (4) 高知県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則議案
 - (5) 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
 - (6) 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
 - (7) 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - (8) 高知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例議案
 - (9) 高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例議案
 - (10) 高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例議案
 - (11) 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例議案
 - (12) 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
 - (13) 高知県後期高齢者医療広域連合広域計画議案
 - (14) 高知県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について
 - (15) 公平委員会の事務の委託について
 - (16) 平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案

- (17) 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案
- (18) 高知県後期高齢者医療広域連合公告式条例の専決処分の承認議案
- (19) 高知県後期高齢者医療広域連合の休日を守る条例の専決処分の承認議案
- (20) 高知県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の専決処分の承認議案
- (21) 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の専決処分の承認議案
- (22) 高知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の専決処分の承認議案
- (23) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の専決処分の承認議案
- (24) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の専決処分の承認議案
- (25) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の専決処分の承認議案
- (26) 高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分の承認議案
- (27) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分の承認議案
- (28) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分の承認議案
- (29) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の専決処分の承認議案
- (30) 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分の承認議案
- (31) 高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の専決処分の承認議案
- (32) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の専決処分の承認議案
- (33) 高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の専決処分の承認議案
- (34) 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の専決処分の承認議案
- (35) 高知県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例の専決処分の承認議案
- (36) 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の専決処分の承認議案
- (37) 高知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の専決処分の承認議案
- (38) 高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案
- (39) 高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議員席次

1 番	森田	康生	君	2 番	今西	芳彦	君	3 番	上治	堂司	君
4 番	岡崎	洋一郎	君	5 番	中澤	愛水	君	6 番	仲田	強	君
7 番	和田	賢二	君	8 番	新階	讓二	君	9 番	松本	正	君
10 番	有澤	明男	君								

議事日程(第1号)

平成19年7月26日 午後1時30分開議

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

議事日程(第1号の2)

第1 副議長の選挙

第2 議第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則議案

第3 議第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則議案

第4 議席の指定

第5 会議録署名議員の指名

第6 会期の決定

第7 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第8 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

第9 第3号議案 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第10 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例議案

第11 第5号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例議案

第12 第6号議案 高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例議案

第13 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例議案

第14 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案

第15 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合広域計画議案

第16 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について

第17 第11号議案 公平委員会の事務の委託について

第18 第12号議案 平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案

第19 第13号議案 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案

第20 第14号議案 高知県後期高齢者医療広域連合公告式条例の専決処分の承認議案

第21 第15号議案 高知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の専決処分の承認議案

第22 第16号議案 高知県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の専決処分の承認議案

第23 第17号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の専決処分の承認

- 議案
- 第24 第18号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の専決処分の承認議案
- 第25 第19号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第26 第20号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の専決処分の承認議案
- 第27 第21号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第28 第22号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分の承認議案
- 第29 第23号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分の承認議案
- 第30 第24号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分の承認議案
- 第31 第25号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第32 第26号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分の承認議案
- 第33 第27号議案 高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の専決処分の承認議案
- 第34 第28号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の専決処分の承認議案
- 第35 第29号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の専決処分の承認議案
- 第36 第30号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第37 第31号議案 高知県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例の専決処分の承認議案
- 第38 第32号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の専決処分の承認議案
- 第39 第33号議案 高知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の専決処分の承認議案
- 第40 第34号議案 高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案
- 第41 高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

出席議員

1番	森田 康生 君	2番	今西 芳彦 君	3番	上治 堂司 君
4番	岡崎洋一郎 君	5番	中澤 愛水 君	6番	仲田 強 君
7番	和田 賢二 君	8番	新階 讓二 君	9番	松本 正 君
10番	有澤 明男 君				

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君		
副広域連合長	明神 健夫 君	浜田 純 君	
会計管理者	西森 孝 君		
事務局長	清田 浩嗣 君		

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏 君		
書記	中島 行雄 君	岡村 忠志 君	山本 和佳 君
	大家 礼子 君		

広域連合事務局職員出席者

主任	中村 俊一 君	片岡 信博 君
----	---------	---------

◎臨時議長の紹介

○事務局長（清田浩嗣君） 定刻となりました。本日の臨時会は、広域連合議会議員の選出後、最初の議会であるため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、新階讓二議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（新階讓二君） ただいま、御指名をいただきました新階讓二でございます。地方自治法に基づく臨時の議長職ということでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

午後1時30分 開会

◎開会の宣告

○臨時議長（新階讓二君） ただいまより、平成19年高知県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（新階讓二君） これからの議事は、今、お手元に配布しております議事日程第1号によりまして進めてまいりたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（新階讓二君） 御異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、議事日程第1号によりこれを進めることにいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（新階讓二君） まず、日程の第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（新階讓二君） 続きまして、日程の第2、議長の選挙を行います。選挙の方法につきまして、お諮りいたします。地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（新階讓二君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指

名推選で行うことに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（新階讓二君） 御異議ないものと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定しました。議長には、岡崎洋一郎議員を指名いたします。ただいま指名いたしました岡崎洋一郎議員を、当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（新階讓二君） 御異議ないものと認めます。よって、岡崎洋一郎議員が議長に当選されました。それでは、岡崎洋一郎議員に議長就任のごあいさつをお願いします。

- 議長就任あいさつ（岡崎洋一郎君） ただいま、議長に選任をいただきました岡崎洋一郎でございます。皆様方の御推挙を賜りまして、この高知県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任をいたすこととなり、誠に身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さを痛感いたしておるところであります。

今後におきましては、議員の皆様、そして、執行部と力を合わせまして、円滑な議会運営に努めてまいりますとともに、広域連合の発展に向けまして、与えられました職責を全うしてまいり所存であります。

どうか、皆様方におかれましては、今後ともに宜しく御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

- 臨時議長（新階讓二君） ありがとうございます。以上をもちまして、私の臨時議長の職務を終わり、議長と交替いたします。御協力、ありがとうございました。

午後 1 時 35 分

◎休憩の宣告

- 臨時議長（新階讓二君） 暫時、休憩とします。

午後 1 時 36 分

◎再開の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（岡崎洋一郎君） これからの議事は、今お手元に配布しております議事日程第1号の2により進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、議事日程第1号の2により、これを進めてまいることといたします。

◎副議長の選挙

- 議長（岡崎洋一郎君） まず、日程の第1、副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、お諮りをいたします。地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長には、松本正議員を指名いたします。ただいま指名いたしました松本正議員を当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、松本正議員が副議長に当選をされました。それでは、松本正議員に副議長就任のごあいさつをお願い申し上げます。

- 松本正君 ただいま、副議長に選任いただきました松本正でございます。皆様方の御推挙を賜りまして、高知県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に就任いたすことになりました。微力ではございますが、岡崎議長を補佐し、円滑な議会運営に努め、この職責を全うしてまいります所存でございます。

どうか、皆様方におかれましては、よろしく御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。

した。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。

◎議第1号議案及び議第2号議案の一括上程、全員審議、採決

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第2、議第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則及び日程の第3、議第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の2件を一括して議題といたします。

書記の朗読は省略をいたします。

では、お諮りをいたします。この2件につきましては、議員の皆様から提出された議案であり、提案理由の説明を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これより、議第1号議案及び議第2号議案を一括して、採決をいたします。議第1号議案及び議第2号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、議第1号議案及び議第2号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議席の指定

○議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第4、議席の指定を行います。議席につきましては、会議規則第3条の規定により、議長が指定することとなっております。議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。会議録署名議員は、5番中澤愛水議員、7番和田賢二議員のお二人の方をお願いをいたします。

◎会期の決定

- 議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第6、会期の決定につきまして、会議規則第4条の規定により、お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日7月26日の1日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認め、本日1日と決定をいたしました。
-

◎第1号議案及び第2号議案の一括上程、全員審議、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第7、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について、及び日程の第8、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についての2件を、一括議題といたします。

書記の朗読は、省略をいたします。

では、お諮りをいたします。第1号議案及び第2号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これより、第1号議案及び第2号議案を一括して採決をいたします。第1号議案及び第2号議案については、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第1号議案及び第2号議案は、原案に同意することに決定いたしました。
-

午後1時44分

◎休憩の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） 暫時、休憩をいたします。
-

午後1時45分

◎再開の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
-

◎副広域連合長及び会計管理者の紹介

○議長（岡崎洋一郎君） ただいま選任されました2名の副広域連合長に、順次ご起立のうえ、自己紹介をお願いいたします。どうぞ、明神さんからお願いします。

○副広域連合長（明神健夫君） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました津野町長の明神でございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

先刻、当広域連合議会の副連合長にご選任をいただきまして、身に余る光栄でありますとともに、その職責の重大さを痛感いたしておるところでございます。

もとより、浅学非才、その器ではありませんけれども、このうへは、岡崎連合長の補佐役として、当連合の発展とその健全な運営に微力を尽くしてまいる所存でございます。

どうか、皆様方の適時適切な御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○副広域連合長（浜田純君） ただいま、副連合長に選任をいただきました浜田純でございます。南国市長でございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

皆様方の御推挙を賜りまして、この高知県後期高齢者医療広域連合の副連合長に就任いたすことになりました。身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さを痛感いたしておる次第でございます。

今後は、岡崎連合長のもとで、広域連合の発展と健全な運営のために、もとより微力ではございますけれども、この職責を全うしてまいりたいと考えておるところでございます。

どうか、皆様方におかれましては、よろしく御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございました。

この際、出席を求めております執行機関の会計管理者より、自席において、自己紹介をお願いいたします。

○会計管理者（西森孝君） 4月1日付けで、当広域連合の会計管理者を拝命いたしております高知市の西森と申します。以後、よろしくお願い申し上げます。

◎第3号議案から第34号議案までの一括上程

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第9、第3号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、日程の第40、第34号議案、高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案までの以上32件を、一括して議題といたします。

書記の朗読は、省略をいたします。

◎広域連合長の提案理由説明

○議長（岡崎洋一郎君） では、広域連合長から、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、高知県後期高齢者医療広域連合議会の第1回臨時会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、当広域連合の構成団体の皆様方からの御推挙によりまして、広域連合長の大役を仰せつかっておりますが、精一杯運営に努めてまいり所存でございますので、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

まず初めに、本県の後期高齢者医療広域連合の設立までの経過概要を申し上げます。

昨年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、そのなかで、現行の老人保健法を改正した高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、年齢75歳以上及び65歳以上で一定の障害等を持たれた方を含めた高齢者の方々を被保険者とする後期高齢者医療制度が新たに創設され、平成20年4月1日から施行されることとなっております。

また、併せて、この規定のなかで、全国47都道府県ごとに、全市町村が加入する広域連合を平成18年度中に設立し、制度運営に当たることとされております。

この法律の規定に基づきまして、本県でも、昨年8月8日に県内10市町村の首長で組織する設立準備委員会を設置し、新しい規約について審議を行いまして、昨年12月には県内全市町村の地方議会におきまして規約の御承認をいただき、本年1月には高知県知事から設置の許可を受け、特別地方公共団体として高知県後期高齢者医療広域連合が2月1日に設立されました。

広域連合設立後、現在に至るまで、平成20年度からの制度の施行に向け、円滑な事業運営の基盤となりますシステムの導入・構築を始めとする多様な準備作業に、県並びに市町村から派遣されました15名の事務局職員が、県内市町村と緊密な連携をとりながら、鋭意取組を進めているところです。

今後におきましても、残された短期間内での取組は、遺漏の許されない事務ばかりであり、構成市町村並びに県やその他の関係機関とも一層の連携強化を図り、県全体の高齢者の方々の医療を守る観点から、この新しい医療制度が円滑にスタートできますよう取組を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日お諮りいたします議案でございますが、平成19年度当初予算につきましては、当広域連合が設立され平成20年4月から制度が施行されるまでは、一般会計のみの事業となっております。

19年度当初予算総額は、4億5,542万3千円となっており、歳入につきましては市町村からの負担金並びに国からの補助金で、歳出につきましては広域連合電算処理システムの導入など制度の施行準備に対応するものや、事務局への派遣職員の負担金等を主な支出とした内容となっております。

次に、関係する条例議案等につきましては、本広域連合の議会運営におきます事

務局の設置や定例議会の回数に関するもの、その他情報公開及び個人情報保護等の事項に関するものなど、関係します条例議案5件と、地方自治法に基づきます広域計画の策定、指定金融機関の指定に関するものなど議案3件でございます。

また、本年2月1日から広域連合として業務を開始するに当たり必要となります平成18年度一般会計暫定予算及び19年度一般会計暫定予算並びに条例20件と契約締結1件につきましては、事務の執行上から地方自治法第179条の規定に基づきまして、広域連合長の専決処分とさせていただいておりますことから、今回承認議案として御提案申し上げます。

なお、日程の最後になりますが、当広域連合に設置します選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行うことといたしておりますので、よろしくお願いたします。

以上、提出いたしました議案につきまして概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、適切な御決定をお願いいたします。以上でございます。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。次に、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。事務局長は、着席したままで説明をお願いいたします。

○事務局長（清田浩嗣君） 事務局長の清田でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

第3号議案から第34号議案までを、一括して御説明申し上げます。その内訳は、予算案が1件、条例の制定及び改正案が5件、その他の議案が26件でございます。このうち、23件が専決処分の承認議案となっております。

お手元の議案及び説明書の3ページをお開きください。まず、第3号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は第1条のとおり4億5,542万3千円でございます。

続きまして、歳入ですが、次のページを御覧ください。1款、分担金及び負担金は、関係市町村の負担金でございます。4億4,592万7千円を計上しております。この負担金に係る各市町村の負担は、広域連合規約の規定に基づきまして、老人医療受給者数の割合に応じたものとなっております。

2款、国庫支出金は、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの導入に係る補助金でございますが、サーバルームの構築やネットワークの設定、システムのカスタマイズに係る費用について、2分の1が補助されることになっておりまして、712万5千円を計上しております。

3款、繰越金は、236万円を計上しております。4款、諸収入は、預金利子及び雑入となっております。

次に、歳出ですが、1款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費を計上

しております。2款、総務費は、事務局を運営するための経常的経費と備品購入等の事務局の開設に必要な経費を計上しております。また、行政委員会の事務に必要な経費を計上しております。

3款、民生費は、平成20年4月から後期高齢者医療制度を実施するための準備に必要な経費としまして、3億2,088万5千円を計上しております。

最後に、4款、予備費は、不足の経費に機能的に対処するため、100万円を計上しております。

続きまして、本年度の計上予算のうち、主だったものを御説明いたします。歳入の内訳は、先程御説明いたしましたので、歳出について御説明をいたします。

少し飛びますが、11ページをお開きください。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費のうち、13節、委託料は、広域連合から情報発信をするためのホームページの作成委託料などでございます。

14節、使用料及び賃借料のうち、事務所賃借料は、広域連合事務局の事務所の賃借料でございます。また、OA機器賃借料は、事務局で使用しますパソコン及び複写機のリース料でございます。

18節、備品購入費は、広域連合の適正な予算の執行及び事務を円滑に行うための財務会計システムを購入する費用でございます。

19節、負担金、補助及び交付金は、主に県又は各市町村から広域連合事務局に派遣されております14人の職員の人件費に係る負担金でございます。人件費につきましては、派遣元との協定に基づきまして、一旦派遣元の自治体より支弁していただき、年度末に精算することとしております。

23節、償還金、利子及び割引料は、広域連合を設立するための準備経費等に係る平成18年度の老人医療費適正化推進費国庫補助金の精算に伴います返還金について、平成19年度予算より返還するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。3款、民生費でございます。1項、社会福祉費、1目、後期高齢者医療費は、後期高齢者医療広域連合電算処理システムを構築するための諸経費を計上しております。このシステムは、ソフトウェアは国が開発しまして無償で提供されますので、各市町村の窓口サーバや窓口端末、広域連合のサーバ等の機器購入及び広域連合と関係市町村等とのネットワークの構築を行うものでございます。

このシステムに関する予算としまして、まず、13節、委託料では導入及びカスタマイズに係る業務委託料を、14節では広域連合と市町村とを結ぶ回線の使用料を、18節、備品購入費では機器等の購入費を計上しております。合わせまして、3億1,307万3千円となっております。

また、システム以外の経費で主なものとしましては、11節、需用費におきまして、後期高齢者医療制度に係る諸様式、広報用のパンフレットやポスターの作成に係る経費を計上しております。

以上が、平成19年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、第4号議案以下の条例議案について、その概要を御説明いたします。今回提案いたしました条例議案は、地方公共団体として整備しておかなければなら

ない条例や、情報公開条例、個人情報保護条例などがございます。

15 ページをお開きください。第 4 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例は、定例会の回数を年 2 回としております。

次のページ、第 5 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例は、議会の事務局を設置しまして、議会事務局職員については、広域連合事務局職員の内から任命することとしております。

次のページ、第 6 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例は、住民の知る権利を具体的に保障することを目的としまして、公文書の公開等に必要な事項を定めるものでございます。

少し飛びまして、25 ページでございます。第 7 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例は、個人の権利利益を保護することを目的としまして、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項などを定めるものでございます。

また少し飛びますが、38 ページでございます。第 8 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、第 26 号議案としまして、広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分の承認議案を提出しておりますが、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定に伴いまして、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬について定めるものでございます。

続きまして、その他の議案について御説明いたします。

39 ページをお開きください。第 9 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合広域計画は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため広域連合規約に基づき作成するもので、関係市町村が負担経費の措置を行い、広域連合が運営の主体となって関係市町村と連携しながら、それぞれが基本的な役割を果たし、将来にわたり安定した計画性のある運営に努めることを基本方針としまして、広域連合及び市町村が行う事務等に関しまして定めるものでございます。

42 ページをお開きください。第 10 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定については、住民の利便性や広域連合の事務の効率等を考慮いたしまして、県内に最も多く店舗を有する株式会社四国銀行を指定金融機関に指定しようとするものでございます。

次のページ、第 11 号議案、公平委員会の事務の委託については、広域連合と高知県との間で公平委員会の事務の委託に関する規約を定めまして、公平委員会の事務を高知県に委託しようとするものでございます。

45 ページをお開きください。第 12 号議案から第 33 号議案までございますが、これらは、2 月 1 日から業務を開始するに当たりまして、暫定予算 2 件と地方公共団体として整備しておかなければならない条例 20 件につきまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

第 12 号議案及び第 13 号議案は、暫定予算の専決処分の承認議案でございます。まず、第 12 号議案、平成 18 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算でございますが、平成 19 年 2 月及び 3 月の 2 か月間の予算を定めたもので、歳入歳出予算の総額は、第 1 条のとおり 1,122 万 8 千円でございます。

次のページをお開きください。歳入につきましては、1款、分担金及び負担金が936万6千円、2款、諸収入が186万2千円となっております。

次に、歳出につきましては、1款、総務費が1,122万8千円となっております。このうち、主なものについて御説明をいたします。

48ページをお開きください。まず、歳入ですが、1款、分担金及び負担金は事務費に係る市町村負担金でございます。2款、諸収入、2項、雑入の広域連合設立準備委員会決算剰余金は、同準備委員会規約に基づきまして、決算剰余金を広域連合に引き継いだものでございます。同準備委員会は、昨年8月に発足しまして、関係市町村の負担金によって、広域連合を設立する準備を進めてまいりました。

次のページを御覧ください。歳出でございますが、人件費等の経常的経費並びに広域連合の設立に係る備品や消耗品等の購入に係る経費となっております。主なものとしまして、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の18節、備品購入費では、公用自動車購入費を計上しております。19節、負担金の派遣職員人件費交付金は、派遣元自治体から支弁された派遣職員7人の人件費について、広域連合で負担するものでございます。以上が、平成18年度暫定予算の概要でございます。

続きまして、51ページをお開きください。第13号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算は、年度当初から本議会までの4か月間の経常的経費及び後期高齢者医療制度の準備作業等に要する必要最小限の経費を定めたもので、歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり3億2,806万3千円でございます。その内容は、平成19年度一般会計予算と重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。この暫定予算は、第3号議案の一般会計予算の成立後は、本予算に吸収されることとなっております。

次に、少し飛びまして、62ページをお開きください。第14号議案から第33号議案までは、条例に係る専決処分の承認議案でございます。

まず、第14号議案、高知県後期高齢者医療広域連合公告式条例は、条例、規則その他規程等の公布に関して定めたもので、公布は広域連合事務所前の掲示場に掲示して行うものとしております。

64ページ、第15号議案、高知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例は、広域連合の機関が原則として執務を行わない休日を定めたものでございます。

次のページ、第16号議案、高知県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例は、広域連合の事務局の設置とその分掌事務について定めたものでございます。

次のページ、第17号議案、高知県後期高齢者医療広域連合監査委員条例は、広域連合の監査の実施について必要な事項を定めたものでございます。

次のページ、第18号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例は、事務局に常時勤務する一般職員の定数を25人と定めたものでございます。なお、現在の事務局の体制は14人となっておりますが、来年度以降の体制につきましては、制度施行時の事務を精査のうえ、検討してまいりたいと考えております。

次のページ、第19号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例から、第25号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例までは、職員の身分、服務、休暇に関し、地方公務員法

等の規定により条例の制定が義務づけられているもので、県及び高知市の規定に準拠して定めたものでございます。

少し飛びまして、86 ページでございます。第 26 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例は、議員その他特別職で非常勤の者の報酬並びに費用弁償としての旅費の額及び支給方法について定めたものでございます。報酬額は別表のとおり日額支給で、旅費は広域連合職員の旅費に関する条例の支給の例によると定めております。

88 ページ、第 27 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例は、広域連合長及び副広域連合長の報酬並びに旅費を規定するもので、報酬は別表のとおり年額とし、旅費は広域連合職員の旅費に関する条例の規定により支給することとしております。

90 ページでございます。第 28 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例は、広域連合職員の給与について定めたもので、内容は主に県の例によることとなっておりますが、派遣職員の給与は、派遣元の自治体との協定に基づきまして、一部の手当を除き派遣元の自治体の規定により支弁することとしております。

92 ページ、第 29 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例は、職員の旅費について、県の規定に準拠して定めたものでございます。

少し飛びまして、102 ページでございます。第 30 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例は、地方公務員災害補償法に基づきまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務上または通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めたものでございます。

また少し飛びまして、116 ページ、第 31 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例は、地方自治法の規定により義務づけられております財政状況の公表に関しまして、公表の時期や公表事項、公表の方法について定めたものでございます。

118 ページ、第 32 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例は、議会の議決に付すべき契約やその予定価格などを定めたもので、予定価格につきましては、地方自治法の規定に基づきまして市に適用される基準を採用しております。

次のページ、第 33 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例は、地方自治法施行令の規定に基づきまして、翌年度以降にわたる契約を締結することができる契約について、県の規定に準拠して定めたものでございます。

次のページ、第 34 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案でございますが、これは、秋には保険料率を算定する作業を行いますために、広域連合電算処理システムの構築を急ぐ必要がありましたことから、電算処理システムに必要な機器等につきまして、1 億 9,304 万 4 百円で株式会社高知電子計算センターと契約を締結することについて、専決処分をさせていただいたものでございます。契約業者の選定に当たりましては、

価格面だけでなく導入体制や実績、保守その他システム構築に関しまして総合的に評価するために、導入委託業務等とともにプロポーザルにより選定しております。

以上で、議案の説明を終わります。

- 議長（岡崎洋一郎君） 一般会計予算から条例議案等、多岐にわたって、清田事務局長から御説明をいただきました。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、これよりまず、第3号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

~~~~~

- 議長（岡崎洋一郎君） 特にございませんか。

〔仲田強君挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） はい、仲田議員。

- 仲田強君 歳出11ページ、使用料ですが、事務所賃借料の280万円、これは県庁の、庁舎内での使用料という説明でいいですか。

- 議長（岡崎洋一郎君） 事務局長。

- 事務局長（清田浩嗣君） 事務所賃借料の280万円でございますが、今事務所を借りておりますのが、県の北庁舎の隣にございます保健衛生総合庁舎、その5階を借りております。

およそ130㎡ほどを借りておりますけれども、その経費でございます。およそ、月に20数万円ということになっております。以上でございます。

〔仲田強君挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） どうぞ。

- 仲田強君 家賃ですので払うべきだと思いますけれども、県の庁舎だということで、もう少し便宜が図られなかったのかなというところがありましたものですから、聞いただけでございます。以上です。

○議長（岡崎洋一郎君） 他に何か御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑がございませんので、これで質疑を終了いたします。  
続きまして、第3号議案についての討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますので、討論は終了いたします。  
これより、第3号議案を採決いたします。第3号議案について、原案のとおり可決することについての賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎第4号議案から第11号議案までの一括質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） 次に、第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例から、第11号議案、公平委員会の事務の委託についてまで、以上8議案に対する一括質疑を行います。質疑はございませんか。

〔中澤愛水君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、中澤議員。

○中澤愛水君 6号議案、7号議案につきまして、ちょっと御質問をしたいと思えますけれども。この情報公開条例、今回のこの後期高齢者医療、各市町村、関係自治体の情報が、必ずすべてこちらの方に集積をされるということで、非常に大事な条例であろうと思います。

それで、情報公開条例、またこれは住民に対して情報を公開するという非常に大事な役目を担うものでありまして、この中に、情報公開・個人情報保護審査会の設置ということではありますが、その19条の2項、これで、諮問をする場合、迅速な調査及び審議並びに答申に努めなければならないということではありますが、県の情報公開条例の運用の手引きによりますと、概ね90日以内に答申をするようにというマニュアルがございますが、こちらではですね、手引きのようなものは作られておるのかどうか。

それから、個人情報保護条例を含めましてですね、この審査会委員の、やはり役割が非常に大事になってくると思います。それで、一応どのような職種の方、学識を有するということがありますけれども、メンバー構成をどのように5人をせられるのか、御質問をいたしたいと思います。

○議長（岡崎洋一郎君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） まず、最初の御質問でございます。19条の第2項、迅速な調査をとというようなことでございますけれども、基本的に、情報公開条例の内容につきましても、高知市あるいは県の条例を参考に作成をさせていただいております。

そういうことから、今のところ手引書等は作成しておりませんが、高知市あるいは県の手引書を参考にしながら運用させていただこうと考えております。そういう意味では、県と同様に90日前後のことを考えております。

二つ目のご質問でございますが、情報公開・個人情報保護審査会のメンバーでございますが、一応、高知市のメンバーの方を、基本的にはなっただくということを考えておまして、今のところ、弁護士の方が1名、あと、学識経験者の方が4名という構成になっております。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑がないようでございますので、質疑を以上で終了いたします。

続きまして、この8議案についての一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第4号議案から第11号議案までの8議案を、一括採決いたします。第4号議案から第11号議案までについては、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第4号議案から第11号議案までについては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第 12 号議案から第 34 号議案までの一括質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） 次に、第 12 号議案、平成 18 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案から、第 34 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案まで、以上 23 件に対する一括質疑を行います。  
質疑はございませんか。

~~~~~

- 議長（岡崎洋一郎君） 御質問、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 質疑がございませんので、質疑を終了いたしたいと存じます。

続きまして、この 23 議案についての一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論もありませんので、討論を終了いたします。

これより、第 12 号議案から第 34 号議案までの 23 議案を一括して採決いたします。第 12 号議案から第 34 号議案までの専決処分を、承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第 12 号議案から第 34 号議案までの専決処分を承認することに決定いたしました。

◎高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

- 議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第 41、高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。選挙の方法について、お諮りをいたします。地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名

推選で行うことに決定いたしました。

ここで、お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。それでは、ただいまからお手元に候補者の名簿を配布いたします。

〔名簿配布〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ただいまお手元に名簿を配布いたしましたとおり、高知県高知市宇津野 20-15 河添隆幸氏、高知県高知市三園町 285-1 長山育男氏、高知県高知市九反田 4-26-503 溝渕悦子氏、高知県高知市一ツ橋町 2-91-2 和田高明氏の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。指名をさせていただいたこれらの方々をもって当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。選挙の方法につきましては、お諮りいたします。地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

ここで、お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。ただいまから、お手元に候補者の名簿を配布いたします。

〔名簿配布〕

○議長（岡崎洋一郎君） ただいまお手元に名簿を配布いたしましたとおり、補充の順位第1位、高知県高知市朝倉己190-7 清家悟氏、補充の順位第2位、高知県香美市土佐山田町百石町1-5-4 山本洋子氏、補充の順位第3位、高知県高知市中秦泉寺228-10 山中信雄氏、補充の順位第4位 高知県高知市越前町1-6-31 下元敏晴氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。これらの方々を、ただいま申し上げました補充の順位をもって、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が、申し上げました補充の順位をもって高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の補充員に当選をされました。

◎広域連合長の閉会あいさつ

○議長（岡崎洋一郎君） 以上をもちまして、本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

岡崎連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。本日は、高知県の後期高齢者医療広域連合設立後におけます最初の議会ということで、議員の皆様方におかれましては御多用中のところ御審議を賜り、誠にありがとうございました。

今議会におきまして御提案申し上げました各議案につきましては、当広域連合にとりまして、今後新たな医療保険制度の運営組織としてその責務を果たしてまいるための大変重要なものでございまして、それぞれの議案につきまして可決また御承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今後の準備スケジュールにおきましては、各市町村との連携した重要な取組が控えておりまして、住民の皆様方の信頼に応え得るよう、鋭意取り組んでまいる所存でございます。

また、御質問にもございましたが、個人情報に集中して集まってまいるシステムにもなっておりますので、個人情報の適切な運営につきましては、これを、法令を遵守しながら間違いのない運営をしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、このそれぞれの制度の運営に今後とも御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

大変暑い季節になりましたので、議員の皆様方の益々の御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。閉会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 本日の会議につきましては、皆様の多大な御協力を賜り、スムーズに無事に議事を進行することができましたことを、誠にありがとうございました。

今後、執行部とともに十分な話し合いをいたし、皆様方の御期待に添えるよう努力をしてみたいと存じます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成19年高知県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時35分 閉会

資 料

19高後広 第37号
平成19年7月19日

高知県後期高齢者医療広域連合議会 議長 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

印

議案の送付について

平成19年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第3号議案 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例議案
- 第5号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例議案
- 第6号議案 高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例議案
- 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例議案
- 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合広域計画議案
- 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について
- 第11号議案 公平委員会の事務の委託について
- 第12号議案 平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案
- 第13号議案 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案
- 第14号議案 高知県後期高齢者医療広域連合公告式条例の専決処分の承認議案
- 第15号議案 高知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の専決処分の承認議案

- 第 16 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の専決処分の承認議案
- 第 17 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の専決処分の承認議案
- 第 18 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の専決処分の承認議案
- 第 19 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 20 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 21 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 22 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 23 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 24 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 25 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 26 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 27 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 28 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 29 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 30 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 31 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 32 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 33 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の専決処分の承認議案
- 第 34 号 議案 高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案

議 決 一 覧 表

○議員提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
議第1号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則 議案	平成19年 7月26日	原案可決
議第2号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則 議案	平成19年 7月26日	原案可決

○広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第1号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	平成19年 7月26日	同 意
第2号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	平成19年 7月26日	同 意
第3号議案	平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成19年 7月26日	原案可決
第4号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例議案	平成19年 7月26日	原案可決
第5号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例議案	平成19年 7月26日	原案可決
第6号議案	高知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例議案	平成19年 7月26日	原案可決
第7号議案	高知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例議案	平成19年 7月26日	原案可決
第8号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	平成19年 7月26日	原案可決
第9号議案	高知県後期高齢者医療広域連合広域計画議案	平成19年 7月26日	原案可決
第10号議案	高知県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について	平成19年 7月26日	原案可決
第11号議案	公平委員会の事務の委託について	平成19年 7月26日	原案可決
第12号議案	平成18年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案	平成19年 7月26日	承 認
第13号議案	平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分の承認議案	平成19年 7月26日	承 認

議案番号	件名	議決年月日	議決内容
第 14 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合公告式条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 15 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 16 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 17 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 18 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 19 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 20 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 21 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 22 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 23 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 24 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 25 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 26 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 27 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 28 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 29 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決内容
第 30 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 31 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 32 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 33 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認
第 34 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等売買契約の締結についての専決処分の承認議案	平成 19 年 7 月 26 日	承認